

資料 3

新制度に関する各種基準について

南風原町子ども・子育て会議資料

>> 各種基準の整備について	3
(1) 基準について	3
(2) 基準を定める際の留意点	4
(3) 基準を定める際の検討の視点	4
>> 各種基準案について	5
(1) 地域型保育事業(家庭的保育事業等)の認可基準	5
(2) 教育・保育施設等の確認基準	12
(3) 学童クラブの事業実施基準	19
(4) 支給認定基準	24

>> 各種基準の整備について

(1) 基準について

○新制度を進めるにあたって、国では施設や事業の設備や運営について基準を定める。

（例：利用定員、職員数、開所時間、衛生管理、事故防止 …など）

○市町村では、国が定める基準を踏まえ、市町村における基準を条例等で定める必要がある。

■ 条例等で定める基準

- ①地域型保育事業の認可基準 （「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」）
- ②教育・保育施設等の確認基準 （「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例」）
- ③学童クラブの事業実施基準 （「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」）
- ④支給認定基準 （「保育の必要性の認定基準に関する規則」（または条例））

(2) 基準を定める際の留意点

○条例を定めるにあたっては、法律の規定により、国の省令等で示された基準に従って定めるものと、国の基準を参酌して定めるものがある。

区分	法的効果	異なるものを定めることの許容の程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準	十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

(3) 基準を定める際の検討の視点

- ①児童の身体的、精神的、及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。
- ②国の異なる内容を定める特別な事情や特性が本市にあるかどうか。

>> 各種基準案について

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

(1) 地域型保育事業(家庭的保育事業等)の認可基準

① 地域型保育事業について

- 地域型保育事業は、新制度により新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業
- 認可保育所の整備と違い、小規模で、多様な保育の提供が可能。
- 原則0～2歳までの保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、4類型がある。

類型	内容	事業主体
家庭的保育事業	・ 定員5人以下 家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象にきめ細かな保育を保育者の居宅などで実施。	市町村 民間事業者等
小規模保育事業	・ 定員6～19人以下 比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施。規模に応じて3類型ある。	市町村 民間事業者等
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅で、1対1を基本とする保育。いわゆるベビーシッターがこれに該当。 過疎地域や支援を必要とする子へのきめ細かな保育を行うことができる。	市町村 民間事業者等
事業所内保育事業	企業が勤めている従業員のために行う保育。新制度では地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供できる	事業主等

②国の基準一覧

1. 一般原則	9. 懲戒にかかる権限の濫用禁止	18. 設備
2. 保育所等との連携（連携施設）	10. 衛生管理等	19. 面積
3. 非常災害	11. 食事（含む提供の特例）	20. 耐火基準
4. 職員の一般要件	12. 利用乳幼児及び職員の健康診断	21. 職員数
5. 職員の知識及び技能の向上等	13. 内部の規程	22. 嘱託医
6. 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	14. 帳簿	23. 保育時間
7. 平等に取り扱う原則	15. 秘密保持	24. その他
8. 虐待の禁止	16. 苦情対応	
	17. 保育従事者の資格	

③地域型保育事業の認可基準（案）

No.	項目	家庭的保育事業 (5人まで)	小規模保育事業（6～19人）			事業所内保育		居宅訪問型保育	区分	町の基準 (案)
			A型 (保育所分園型)	B型 (中間型)	C型 (家庭的保育型)	利用定員 19人以下	利用定員 20人以上			
1	一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児の人権に十分配慮する 一人一人の人格を尊重して運営を行う ・地域社会との交流及び連携を図る 地域や保護者に運営の内容を適切に説明するよう努める ・自ら保育の質の評価を行い、常に改善を図る 定期的に外部評価を受け、結果を公表する 							参酌すべき	
		<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備を設けなければならない ・構造設備は、採光、換気等、保健衛生及び危害防止に十分考慮を払って設ける 						—	参酌すべき	
2	保育所等との連携（連携施設）	連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を確保する（経過措置：確保が著しく困難で他の事業から支援が受けられると認められる場合は、5年間、連携施設を確保しないことができる） ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容に対する相談・助言支援を行う ②代替保育を提供する ③保育の終了に際して、引き続き保育を提供する				左欄の①、②に係る連携協力は不要		連携施設の確保を要しない。ただし、障害、疾病等の状況により障害児入所支援施設等を適切に確保	従うべき	
3	非常災害	消火器等の消化用具、非常口など、必要な設備を設ける 毎月1回の避難・消火訓練を行う						—	参酌すべき	
4	職員の一般要件	職員は、健全な心身を有する 豊かな人間性と倫理観を備える 児童福祉事業に熱意のある者 できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者							参酌すべき	
5	職員の知識及び技能の向上等	職員は常に自己研鑽に励む 必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める							参酌すべき	

No.	項目	家庭的保育事業 (5人まで)	小規模保育事業(6~19人)			事業所内保育		居宅訪問型保育	区分	町の基準 (案)
			A型 (保育所分園型)	B型 (中間型)	C型 (家庭的保育型)	利用定員 19人以下	利用定員 20人以上			
6	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	必要に応じて設備及び職員の一部を兼ねることができる							参酌すべき	
		特有の設備、利用乳幼児の保育に直接従事する職員については上記の限りではない							従うべき	
7	平等に取り扱う原則	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない							従うべき	
8	虐待の禁止	心身に有害な影響を与える行為をしてはならない							従うべき	
9	懲戒にかか る権限の濫 用禁止	身体的苦痛を与え、人格を辱める等、その権利を濫用してはならない							従うべき	
10	衛生管理等	使用する設備、食器等または飲用水の衛生管理に努める 感染症、食中毒が発生し、またはまん延しないように努める 必要な医薬品、医療品を備え、適正に管理する					職員の清潔保持、 健康管理 施設備品の衛生 管理に努める	参酌すべき		
11	食事 (含む 提供の 特例)	給食	自園調理(食事の提供の責任が事業者にある等一定の条件の下、他の施設から搬入可) ※搬入施設(連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)、事業者と同一法人等、学校給食共同調理場)からの搬入可 健全な発育に必要な栄養量を含むし、身体状況、嗜好を考慮したもの あらかじめ作成された献立に従って行う(変化に富んだ献立)					-	従うべき	
		設備	調理設備(※給食を搬入する場合にあっても、提供にあたって必要な加熱、保存等の調理機能を備えること)			調理室 (※同左)	従うべき			
		職員	調理員(全部委託・搬入の場合は不要)						従うべき	

No.	項目	家庭的保育事業 (5人まで)	小規模保育事業(6~19人)			事業所内保育		居宅訪問型保育	区分	町の基準 (案)
			A型 (保育所分園型)	B型 (中間型)	C型 (家庭的保育型)	利用定員 19人以下	利用定員 20人以上			
12	利用乳幼児 及び職員の 健康診断	利用開始時の健康診断、1年に2回の健康診断を学校保健安全法の規定に準じて行う 健康の記録を作成する 職員の健康診断では、特に食事を調理する者は綿密な注意を払う						—	参酌すべき	
13	内部の規程	事業の運営についての規程を定める (1)事業の目的、運営方針 (2)提供する保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務内容 (4)保育の提供を行う日、時間、休日 (5)保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由、金額 (6)乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7)利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他							参酌すべき	
14	帳簿	職員、財産、収支、利用乳幼児の処遇の状況に関する帳簿を整備する							参酌すべき	
15	秘密保持	乳幼児やその家族の秘密を漏らしてはならない 職員であった者が、乳幼児やその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる							従うべき	
16	苦情対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情窓口を設置する等 市町村から指導または助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行う							参酌すべき	
17	保育従事者 の資格	家庭的保育者 (+家庭的保 育補助者)	保育士	保育士+保育 従事者 保育士割合1/2 以上	家庭的保育者 (+家庭的保 育補助者)	保育士+保育 従事者 保育士割合1/2 以上	保育士	家庭的保育者	従うべき	

No.	項目	家庭的保育事業 (5人まで)	小規模保育事業 (6~19人)			事業所内保育		居宅訪問型保育	区分	町の基準 (案)
			A型 (保育所分園型)	B型 (中間型)	C型 (家庭的保育型)	利用定員 19人以下	利用定員 20人以上			
18	設備	保育専用室、 便所 同一敷地内 に遊戯等に 適当な広さ の庭(付近の 代替地可)	0~1歳児 2歳児以上	乳児室又はほふく室、便所 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(付近の代替 地可)、便所		0~1歳児 乳児室又はほ ふく室、医務 室、便所 2歳児以上 保育室又は遊 戯室、屋外遊 戯場(付近の代 替地可)、便所	必要な設備、 備品等を備 える	参酌すべき		
19	面積	乳児室	—			3.3㎡/人(0~1歳児)	1.65㎡/人 (0~1歳児)	運営に必要な 広さを有す る専用の 区画	参酌すべき	
		ほふく室	—				3.3㎡/人 (0~1歳児)			
		保育室	9.9㎡ (3人を超える場 合は、一人につき 3.3㎡を追加)	1.98㎡/人(2歳児以上)		3.3㎡/人 (2歳児以上)	1.98㎡/人(2歳児以上)			
		遊戯室	—							
		屋外 遊戯場	3.3㎡/人(2歳児以上)							
20	耐火基準	火災報知機、 消火器の設置	消火器等の消火器具、非常口その他の設備を設置 保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物、手すり等の 乳幼児の転落事故防止設備、避難階段については、当面、現行の認可保 育所に準じた取り扱い				—	参酌すべき		

No.	項目	家庭的保育事業 (5人まで)	小規模保育事業 (6~19人)			事業所内保育		居宅訪問型保育	区分	町の基準 (案)
			A型 (保育所分園型)	B型 (中間型)	C型 (家庭的保育型)	利用定員 19人以下	利用定員 20人以上			
21	職員数	0~2歳児 (3歳以上も可) 3:1 補助者を置く 場合 5:2	0歳児 3:1 1~2歳児 6:1 (3歳以上受入) 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1 合計+1名	(3歳以上の場合) 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1 合計+1名	0~2歳児 (3歳以上も可) 3:1 補助者を置く 場合 5:2	0歳児 3:1 1~2歳児 6:1 (3歳以上受入) 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1 合計+1名	常時2名以上	0~2歳児 (3歳以上も可) 1:1	従うべき	
22	嘱託医	嘱託医の委嘱 (連携施設と同一の委嘱医に委嘱も可)						—	従うべき	
23	保育時間	1日につき8時間 (事業者が定める)							参酌すべき	
24	その他					地域の子どもの利用定員の 設定が必要			参酌すべき	

(2) 教育・保育施設等の確認基準

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例」

①新制度における確認制度について

○新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が新制度の給付を行う対象として「確認」することとなっている。

○給付を受ける施設・事業には、「特定教育・保育施設」と「特定地域型保育事業」がある。

(既存の認定こども園、幼稚園、認可保育所は、別段の申し出をしない限り、給付を受ける「確認」があったものと見なされる＝「みなし確認」)

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
・ 認定こども園 ・ 幼稚園 ・ 認可保育所	・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業

②国の基準一覧

1. 一般原則	13. 利用者負担額等の受領	25. 虐待の禁止
2. 利用定員	14. 施設型給付費等の額に係る通知等	26. 懲戒に係る権限の濫用禁止
3. 内容及び手続の説明・同意	15. 教育・保育の取り扱い方針	27. 秘密保持
4. 正当な理由のない提供拒否の禁止	16. 評価	28. 情報の提供等
5. 利用申込が利用定員を超える場合の対応等	17. 相談及び援助	29. 利益供与等の禁止
6. あっせん、調整及び要請に対する協力	18. 緊急時等の対応	30. 苦情解決
7. 受給資格等の確認	19. 市町村への通知	31. 地域との連携
8. 支給認定の申請に係る援助	20. 運営規程	32. 事故発生の防止及び発生時の対応
9. 心身の状況の把握	21. 勤務体制の確保等	33. 会計の区分
10. 小学校等との連携	22. 定員の遵守	34. 記録の整備
11. 特定教育・保育施設等との連携	23. 掲示	35. 特別利用保育等の基準
12. 教育・保育の提供内容等の記録	24. 子どもを平等に取り扱う原則	

③教育・保育施設等の確認基準（案）

No.	項目	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業				区分	町の基準 (案)		
		認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業				
1	一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・良質かつ適切な内容、水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す ・子どもの意思及び人格を尊重し常に子どもの立場に立って保育を提供するよう努める ・地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行う 都道府県、市町村、小学校、他の教育・保育施設等、支援事業者、児童福祉施設、学校、保健医療サービス、福祉サービスとの密接な連携に努める ・子どもの人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行う 従業者への研修を実施するように努める 									参酌すべき	
2	利用定員	20名以上	最低利用定員は設定しない	20名以上	1人以上 5人以下	A型・B型： 6人以上19人以下 C型： 6人以上10人以下 (経過措置： 6人以上15人以下)	1人	利用定員に応じ市町村が定める	従うべき			
		1号認定	区分全体で定員設定		—	—						
		2号認定	区分全体で定員設定	—	区分全体で定員設定	—						
		3号認定	0歳、1・2歳の定員を区分して設定	—	0歳、1・2歳の定員を区分して設定	0歳、1・2歳の定員を区分して設定						

No.	項目	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業				区分	町の基準 (案)
		認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業		
3	内容及び手続の説明・同意	運営規程、職員勤務体制、利用者負担等 重要事項を文書で説明し、同意を得る			運営規程、連携施設、職員勤務体制、利用者負担等重 要事項を文書で説明し、同意を得る				従うべき	
		説明方法 文書、電子メール、インターネットへの掲載 CD-ROM 等の交付 ただし、電子媒体により提供しようとするときは利用申込者の同意が必要							参酌すべき	
4	正当な理由のない 提供拒否の禁止	利用の申し込みを受けたとき、正当な理由がない提供拒否の禁止							従うべき	
5	利用申込 が利用定 員を超え る場合の 対応等	1号認定	抽選、申込順等公正な方法で選考		—	—			従うべき	
		2号認定	保育の必要性 が高い子ども が優先的に利 用できるよう 選考	—	保育の必要性 が高い子ども が優先的に利 用できるよう 選考	—				
		3号認定	保育の必要性 が高い子ども が優先的に利 用できるよう 選考	—	保育の必要性 が高い子ども が優先的に利 用できるよう 選考	保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考				
		自ら適切な教育・保育を適切に提供する ことが困難な場合は、適切な施設、事業 を紹介するなど適切な措置を講じる			自ら適切な教育・保育を適切に提供することが困難な 場合は、連携施設、その他適切な施設、事業を紹介す るなど適切な措置を講じる				参酌すべき	
6	あっせん、調整及び 要請に対する協力	市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力（※保育所は児童福祉法第24条第1項 の規定に基づく委託を受けた時は正当な理由なく拒んではならない）							従うべき	
7	支給資格等の確認	支給認定証によって、支給認定の有無、該当する区分、有効期間、保育必要量等確かめる							参酌すべき	
8	支給認定の申請に 係る援助	支給認定を受けていない保護者から利用申し込みがあった場合は、速やかに申請が行われるよう に援助を行う 支給認定の変更申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前には行われるように援助を行う							参酌すべき	
9	心身の状況の把握	子どもの心身の状況、置かれている環境等を把握しなければならない							参酌すべき	
10	小学校等との連携	小学校、他の特定教育・保育施設等と密接な連携に努める							参酌すべき	

No.	項目	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業				区分	町の基準 (案)	
		認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業			
11	特定教育・保育施設等との連携		—		連携施設を確保する（経過措置：確保が著しく困難で他の事業から支援が受けられると認められる場合は、5年間、連携施設を確保しないことができる） ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容に対する相談・助言支援を行う ②代替保育を提供する ③保育の終了に際して、引き続き保育を提供する ※居宅訪問型保育事業については、適用しない。ただし、障害・疾病等により集団保育が困難な乳幼児に対する保育を行う場合、障害児入所支援施設等を適切に確保する ※事業所内保育事業のうち、利用定員が20人以上の場合、①、②に係る協力は不要				従うべき		
			—		保育の提供の終了に際し、子どもが連携施設又は他の特定教育・保育施設において継続的に保育・教育を受けられるよう子どもについての情報提供を行い、連携施設との密接な連携に努める				参酌すべき		
12	教育・保育の提供内容等の記録	教育・保育を提供した日、内容等を記録する								参酌すべき	
13	利用者負担額等の受領	教育・保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受ける（法定代理受領）								従うべき	
		上乗せ徴収	教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価については、保護者から支払いを受けることができる（保育所は市町村の同意が必要）								
		日用品、文房具等教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払いを保護者から支払いを受けることができる									

No.	項目	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業				区分	町の基準 (案)
		認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業		
14	施設型給付費等の額に係る通知等	(法定代理受領の場合)施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、給付費の額を通知する (法定代理受領以外)費用の額の支払いを受けた場合、提供した保育内容、費用額等を記載した証明書を保護者に交付する							参酌すべき	
15	教育・保育の取り扱い方針	幼保連携型： 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 他の認定こども園：幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針	保育所保育指針に準じる			従うべき		
16	評価	自ら教育・保育の質の評価を行うとともに外部評価を行い、結果を公表し改善を図る			自ら教育・保育の質の評価を行い、改善を図る				参酌すべき	
17	相談及び援助	子ども、保護者からの相談に適切に応じ必要な助言・援助を行う							参酌すべき	
18	緊急時等の対応	子どもの体調が急変等した場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う							参酌すべき	
19	市町村への通知	保護者が不正な行為によって給付費の支給を受けている場合は市町村に通知する							参酌すべき	
20	運営規程	①施設の目的、運営方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、人数、職務の内容							参酌すべき	

No.	項目	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業				区分	町の基準 (案)
		認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業		
		④教育・保育を行う日、時間、提供を行わない日 ⑤利用者負担等費用の種類、支払いを求める理由とその額 ⑥認定区分ごとの利用定員（地域型保育事業は「利用定員」） ⑦施設の利用開始、終了に関する事項及び留意事項（選考方法(当分の間、私立保育所は除く)を含む) ⑧緊急時の対応 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他施設運営上の重要事項								
21	勤務体制の確保等	適切な教育・保育を提供できるよう、職員の勤務体制を定めておく 当該施設の職員によって教育・保育を提供する（教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない） 資質向上のため、研修機会を確保する							参酌すべき	
22	定員の遵守	原則、利用定員を超えて教育・保育を行ってはならない （年度中の保育需要への対応、措置他やむを得ない場合は除く）							参酌すべき	
23	掲示	見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の態勢、利用者負担などを掲示する							参酌すべき	
24	子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分、費用負担額等によって差別的な取扱いをしてはならない							従うべき	
25	虐待の禁止	虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない							従うべき	
26	懲戒に係る権限の濫用禁止	身体的苦痛を与え、人格を辱める等懲戒権限を乱用してはならない							従うべき	
27	秘密保持	業務上知り得た情報を漏らしてはならない 小学校等関係機関に対し、子どもの情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておく							従うべき	
28	情報の提供等	教育・保育内容に関する情報の提供を行うように努める							参酌すべき	

No.	項目	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業				区分	町の基準 (案)
		認定こども園	幼稚園	保育所	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業		
		広告する場合、内容を虚偽のもの、誇大なものとしてはならない								
29	利益供与等の禁止	施設紹介の対償として、金品その他の利益を供与してはならない							参酌すべき	
30	苦情解決	苦情を受け付ける窓口を設置する 苦情内容等を記録する 苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するように努める 苦情解決のため、市町村からの書類提出や調査に協力する 市町村の指導・助言に従って必要な改善を行う 改善について報告を行う							参酌すべき	
31	地域との連携	地域住民等との連携、協力を行うなど地域との交流に努める							参酌すべき	
32	事故発生の防止及び発生時の対応	事故発生の防止のための指針の整備		事故発生改善策の周知徹底体制の整備					従うべき	
		事故防止研修の実施		事故が発生した場合の状況記録、損害賠償の速やかな実施						
33	会計の区分	本事業の会計を、その他の事業の会計と区分する							参酌すべき	
34	記録の整備	職員、設備、及び会計に関する諸記録を整備する（5年間保存）							参酌すべき	
35	特別利用保育等の基準	—	特別利用保育・特別利用教育を提供する際は、当該施設と同じ設置・基準を遵守する	特別利用地域型保育を提供する際は、地域型保育事業の認可基準を遵守する。特別利用地域型保育を受ける子ども(1号認定)と、通常の特地域型保育を受ける子ども(3号認定)の総数が当該施設の利用定員を超えないこと				従うべき		
			特別利用保育・特別利用教育を受ける子どもと、通常の保育・教育を利用中の子どもの総数が当該施設の利用定員を超えないこと	特定利用地域型保育を提供する際は、地域型保育事業の認可基準を遵守すること 特定利用地域型保育を受ける子ども(2号認定)と、通常の特地域型保育を受ける子ども(3号認定)の総数が当該施設の利用定員を超えないこと						
			特別利用保育…1号認定子どもが保育所から保育を受けること	特別利用地域型保育…1号認定子どもが地域型保育を受けること						
			特別利用教育…2号認定子どもが幼稚園から教育を受けること	特定利用地域型保育…2号認定子どもが地域型保育を受けること						

(3) 学童クラブの事業実施基準

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

①新制度における確認制度について

○放課後児童健全育成事業は、平成24年8月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。（改正後の児童福祉法第34条の8の2）

類 型	基準の対象となる事項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従事する者の資格について（研修受講が必要） ・職員の配置人数（2人以上配置）
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の集団の規模（おおむね40人までとする） ・施設・設備（施設の規模は、児童一人あたりおおむね1.65㎡以上とする） ・開所日数（年間250日以上を原則とする） ・その他（非常災害対策、虐待等の禁止、保護者・学校等との連携等）

②国の基準一覧

1. 一般原則	8. 利用者を平等に取り扱う原則	15. 開所時間・日数
2. 非常災害対策	9. 虐待の禁止	16. 保護者との連絡
3. 職員の一般的要件	10. 衛生管理等	17. 関係機関との関係
4. 職員の知識及び技能の向上等	11. 運営規程	18. 事故発生時の対応
5. 設備の基準	12. 備える帳簿	19. 経過措置
6. 職員（人数、資格）	13. 秘密保持	
7. 利用児童定員	14. 苦情対応	

③学童クラブの事業実施基準（案）

No.	項目	内容	区分	町の基準（案）
1	一般原則	<p>○小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに行う</p> <p>○発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を行う</p> <p>○事業を利用している児童の人権への配慮、人格の尊重</p> <p>○地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明</p> <p>○運営の内容についての自己評価、結果の公表</p> <p>○放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備（採光、保健衛生、危害防止）を考慮</p> <p>★今回の条例制定において重要なポイントになるので、追加表記も検討する</p>	参酌すべき	★追加表記の検討
2	非常災害対策	<p>○軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置</p> <p>○非常災害に対する具体的計画の策定</p> <p>○定期的な訓練の実施</p>	参酌すべき	国基準のとおり
3	職員の一般的要件	<p>○健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者</p> <p>○できる限り児童福祉事業の理論、実際について訓練を受けた者</p>	従うべき	国基準のとおり
4	職員の知識及び技能の向上等	<p>○常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める</p> <p>○職員の資質向上の為の研修機会の確保</p> <p>●県等が実施する研修を受けるよう努める</p>	従うべき	●規定の追加を検討

No.	項目	内容	区分	町の基準（案）
5	設備の基準	<p>○遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という）、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置</p> <p>○専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上</p> <p>●「1.65㎡以上」の規定については、5年の経過措置を設ける</p> <p>○専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて利用できること（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない）</p> <p>○専用区画等は、衛生及び安全が確保されたもの</p>	参酌すべき	●規定の追加を検討
6	職員	<p>○事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない（2人以上）</p> <p>○うち1人を除き、補助員の配置をもってこれに代えることができる</p> <p>○放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であり、知事が行う研修を修了した者</p> <p>①保育士の資格を有する者</p> <p>②社会福祉士の資格を有する者</p> <p>③2年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>④幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を有する者</p> <p>⑤大学において、社会福祉学・心理学・教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑥大学において、社会福祉学・心理学・教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を習得したことにより大学院への入学が認められたもの</p> <p>⑦大学院において、社会福祉学・心理学・教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧外国の大学において、社会福祉学・心理学・教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	従うべき	国基準のとおり

No.	項目	内容	区分	町の基準（案）
		⑨高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの		
7	利用児童定員	★「 <u>おおむね40人以下</u> 」については国の基準のとおりとする予定だが、対応手法について検討する	参酌すべき	★対応方法の規定を検討
8	利用者を平等に取り扱う原則	○利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない	参酌すべき	国基準のとおり
9	虐待の禁止	○虐待、心身に有害な影響を与える行為の禁止	参酌すべき	国基準のとおり
10	衛生管理等	○利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理 ○感染症又は食中毒の発生、まん延の防止 ○必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること	参酌すべき	国基準のとおり
11	運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 職員の職種、員数及び職務の内容 ・ 開所している日及び時間 ・ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・ 利用定員 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 事業の利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項等	参酌すべき	国基準のとおり
12	備える帳簿	○職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備	参酌すべき	国基準のとおり
13	秘密保持	○業務上知り得た利用者とその家族の秘密を漏らしてはならない	参酌すべき	国基準のとおり
14	苦情対応	○利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するた	参酌すべき	国基準のとおり

No.	項目	内容	区分	町の基準（案）
		<p>め、苦情を受け付けるための窓口の設置等</p> <p>○市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善</p> <p>○社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う調査への協力</p>		
15	開所時間・日数	<p>○開所時間は以下を原則として、保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻等を考慮して、事業所ごとに定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業日… 1日につき8時間以上 ・休業日以外… 1日につき3時間以上 <p>○開所日数は以下を原則として、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年につき250日以上 	参酌すべき	国基準のとおり
16	保護者との連絡	<p>○保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明</p> <p>○支援の内容等につき、保護者の理解、協力を得るよう努める</p>	参酌すべき	国基準のとおり
17	関係機関との関係	<p>○市町村や児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携</p> <p>★今回の条例制定において重要なポイントとなるので、追加表記も検討する</p>	参酌すべき	★追加表記の検討
18	事故発生時の対応	<p>速やかに市町村・利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる</p> <p>○賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償</p>	参酌すべき	国基準のとおり
19	経過措置	<p>○施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること</p>	参酌すべき	国基準のとおり

(4) 支給認定基準

「保育の必要性の認定基準に関する規則」（または条例）

①支給認定区分について

年齢区分	保育の要・不要	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	保育不要	教育標準時間認定（1号認定）	認定こども園・幼稚園
	保育必要	保育認定（2号認定）	認定こども園・保育所
満3歳未満	保育不要	認定対象外	—
	保育必要	保育認定（3号認定）	認定こども園・保育所・地域型保育事業

※認定の有無にかかわらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用が可能

※利用調整の結果、希望保育所に空きがなく保育の必要な子が幼稚園を利用することもある

②保育の必要性の認定について

○新制度では、これまで「保育に欠けること」が保育所利用の条件であったが、新制度では「保育が必要なこと」として認定を行うことになる。

○「保育の必要性」の認定に当たっては、客観的基準に基づき、子ども一人ひとりにつき「保育の必要があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか」の認定を市町村が行い、「支給認定証」を交付することになる。

○認定を受けた保護者は、ニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設（幼稚園等）に、保育の必要がある場合は原則市町村（認可保育所等）に利用を申し込むことになる。

③就労時間の下限について

○新制度における「保育短時間（利用）」の認定に当たっての就労時間の下限を、「現行制度における実態を踏まえ、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間を基本とする。」とされている。

④支給認定基準（案）

No.	項目	現行制度	新制度（国の方針案）	町の基準（案）
1	事由	<p>【保育の実施基準】 児童の保護者のいずれもが以下の要件のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育できないと認められること。</p> <p>①就労（居宅外で労働することを常態としていること、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること）</p> <p>②妊娠・出産</p> <p>③保護者の疾病・障害</p> <p>④同居の親族を常時介護していること</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥その他、上記に類する状態として市長が認める場合</p>	<p>【保育が必要な事由】 以下のいずれかの事由に該当すること。</p> <p>※保護者本人の事由により判断することを基本とするが、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、優先度上の取扱いを考慮することが可能</p> <p>①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く））</p> <p>②妊娠・出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護）</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等での職業訓練含む）</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	
2	区分	<p>1 区分 最大 11 時間/日、年間約 300 日 保育時間（原則 1 日 8 時間、延長あり）</p>	<p>2 区分</p> <p>【保育標準時間（1 日 11 時間までの利用）】 平均 275 時間/月（212 時間超 292 時間以下）</p> <p>【保育短時間（1 日 8 時間までの利用）】 平均 200 時間/月（最大 212 時間）</p> <p>※保育短時間では、就労時間の下限時間を「1 ヶ月当たり 48 ～ 64 時間以下」範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める。</p>	

No.	項目	現行制度	新制度（国の方針案）	町の基準（案）
3	優先利用	優先利用の制度はない。ただし、入所調整をする中で、ひとり親家庭、虐待やDVなど社会的養護が必要な家庭等配慮を要する子どもについては、入所に際して一定の考慮を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別ケースごとの対応等の観点から調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。 ・ 虐待やDVのおそれのある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法の措置制度を併せて活用する。 ・ 優先事項の例示は、以下のとおり（実施主体である市町村でそれぞれ検討・運用） <ol style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨その他市町村が定める事由 （保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮） （人材確保・育成や就業継続等の観点から幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもの利用に際しての配慮） 	